

建設・解体工事等の事業者の皆さまへ

～騒音・振動等の被害を未然に防ぐために～

騒音・振動規制法では、特定建設作業について事前の届出を義務付けており規制の対象となっています。しかし、市民から佐賀市に寄せられる苦情相談の多くは、大型トラックや機械(ニブラ等)の移動・作動による騒音・振動や解体による粉じんの飛散など規制対象とならないものです。また、佐賀県は、日本でも有数な軟弱地盤地域であるため揺れが伝わりやすい特徴があります。

届出や規制の有無に係わらず、周辺住民とのトラブルを未然に防ぐためには工事関係者の皆さまのご協力が必要です。裏面のチェックリストをご参照のうえ、周辺の生活環境に十分配慮した工事をお願いします。



特定建設作業の概要

・特定建設作業とは・・・

建設工事のうち、著しい騒音や振動を発生する作業として定められた作業です。

(例: バイブロハンマ、ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、一部のバックホウなど)

・作業開始の7日前までに届け出が必要です。

・作業に伴って発生する騒音や振動が下表の基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められる場合は、改善勧告又は改善命令の対象となります。

	1号区域	2号区域
騒音・振動の大きさ	作業場所の敷地境界において 騒音: 85dB以下、振動: 75dB以下	
作業時間帯	19:00～7:00でない	22:00～6:00でない
1日の作業時間	10時間を超えない	14時間を超えない
作業期間	連続6日を超えない	
作業日	日曜その他の休日でない	

※2号区域は工業地域及び工業専用地域の内、学校等の周囲80m以内を除く区域であり、
1号区域は2号地域以外の区域

※災害による緊急作業等の場合は別途適用除外あり



詳しくはホームページをご覧ください
<https://www.city.saga.lg.jp/main/45250.html>

チェックリストは裏面をご覧ください。



建設・解体工事等におけるチェックリスト



以下の項目を参考に
可能な限り、周辺に配慮した工事を行ってください。

《工事前》

□ 周辺住民に工事内容を説明し、理解を得る。

(影響は予測よりも広範囲に及んでいることが多いため周辺住民の範囲は広めに取ってください。)

《説明する内容》

・工事の概要 ・期間 ・作業工程 ・作業実施曜日 ・時間帯
・騒音や振動等が想定される作業内容(実施期間や時間帯も含む)
・未然防止対策 ・現場責任者名 ・苦情発生時の連絡先 など

- 必要に応じ、周辺の家屋調査等を実施する。
- 低騒音・低振動の工法や機械を使用し、防音塀等による騒音低減に努める。
- 著しい騒音・振動等が発生する作業は日・祝日等や早朝・夜間に行わない。
- 資機材の運搬等に大型車を運行する場合は、通行経路や通行時間等を十分検討する。
- 工事現場以外に資材・残土置場を設ける場合は、その周辺への影響も検討し予防する。

《工事期間中》

- 複数の機械の同時使用は控え、それらの配置を周辺住宅等から離す。
- 機械の整備不良による騒音・振動を発生しないよう、点検整備は十分に行う。
- 機械に許容以上の負荷をかけず、丁寧な操作に努める。
- 資機材の搬出入、積み下ろし時の騒音・振動に配慮する。
- 大型車の運行が過度に集中しないようにし、速度の出し過ぎに注意する。
- 停車中の車両のエンジン音、話し声、ラジオ等の不要な騒音に注意する。
- 著しい騒音・振動等が予測される作業の前には周辺住民へ再度周知を図る。
- 工事期間中に工法、作業時間等を変更した場合や工事工程が当初予定よりも延びる場合は、周辺住民に周知を図り、理解を得る。
- 苦情処理の責任者を明確にし、工事内容の説明を求められた場合や苦情・要望には速やかに誠意を持って対処する。
- 下請け業者も含め作業員への教育及び指導等を徹底する。



<提出先/お問合せ先>

佐賀市 環境部 環境保全課 環境保全係

(佐賀市 高木瀬町 大字長瀬 2563-1)

Tel: 0952-30-2436 Fax: 0952-30-2439

E-mail: kankyohozen@city.saga.lg.jp